

# 企画競争実施の公示

令和6年4月25日

仙台河川国道事務所長 田中 誠柳

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

## 1. 業務概要

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 業務名  | 三陸沿岸道路整備効果発信企画業務  |
| (2) 業務内容 | 本業務は、三陸沿岸道路に対する多様な利活用への意識醸成や行動促進を目的に、沿線地域等の道路利用者を対象とした広報活動を行うものである。 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和6年12月20日まで  |
| (4) 履行場所 | 仙台河川国道事務所   |

## 2. 企画競争参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」において東北地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者は、競争参加資格の再認定を受けていること。
- (4) 企画提案書の提出者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「企画競争実施に係る説明書」参照）。
- (5) 企画提案書の提出期限の日から見積書の徴取の時までの期間に、東北地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 下記に示される同種又は類似業務等について、平成26年度以降に完了した業務において1件以上の実績を有さなければならない。
  - ・同種業務：国の機関（事業団、特殊会社及び独立行政法人並びに特殊法人等改革基本法の対象法人を含む）、地方公共団体発注の道路に関する広報業務
- (8) 配置予定業務管理責任者については、下記に示される同種又は類似業務等について、平成26年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。
  - ・同種業務：国の機関（事業団、特殊会社及び独立行政法人並びに特殊法人等改革基本法の対象法人を含む）、地方公共団体発注の道路に関する広報業務
- (9) 配置予定業務管理責任者については、令和6年4月25日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満であること。手持ち業務量とは、主たる担当者として従事している業務。

### 3. 手続き等

#### (1) 担当部局

〒982-8566 宮城県仙台市太白区あすと長町四丁目1番60号

国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所経理課契約指導係

電話：022-248-4132

電子メール：thr-sendaikeiyaku@mlit.go.jp

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

##### ① 交付場所及び方法

交付を希望する者には、託送（着払い・希望者の負担）、電子メール又は（1）の場所で交付を行う。

ただし、交付を希望する場合は、令和6年5月14日（火）16時00分までに、（1）に送付先、会社名、担当者名、電話番号等を明記の上、電子メール（送信後必ず着信を確認すること）により申し出ること。

##### ②（1）での交付期間

令和6年4月25日から令和6年5月14日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。なお、説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

#### (3) 企画提案書の提出期限及び方法

① 提出期限：令和6年5月15日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日9時30分から17時00分まで。（最終日は16時00分まで）

② 提出場所：（1）に同じ。

③ 提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限まで必着）、託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限まで必着。）もしくは電子メールによるものとする。

なお、押印を省略する場合は、「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を企画提案書に必ず記載すること。

### 4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は企画競争実施に係る説明書によるものとする。